

改正

令和6年4月1日要綱第80号の2

周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年周南市要綱第71号の2）第3条に定める総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準等を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合事業訪問介護事業者 市が指定した総合事業訪問介護を行う者をいう。
- (2) 利用料 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 第1号事業費用基準額 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービス事業に要した費用の額を超えるときは、当該現にサービス事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定による第1号事業支給費が、利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業のサービスをいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(一般原則)

第3条 総合事業訪問介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 総合事業訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を

行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 総合事業訪問介護は、利用者が可能な限りその者の居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第5条 総合事業訪問介護事業者が総合事業訪問介護を行う事業所（以下「総合事業訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（総合事業訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該総合事業訪問介護事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。第6項及び第7条第2項において同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。第6項及び第7条第2項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における総合事業訪問介護及び指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の利用者をいう。以下同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合におい

て、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら総合事業訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している総合事業訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該総合事業訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 総合事業訪問介護事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

（管理者）

第6条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、総合事業訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該総合事業訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第7条 総合事業訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、総合事業訪問介護の提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、総合事業訪問介護の事業と指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準第7条又は旧指定介護予防サービス等基準第7条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該総合事業訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 総合事業訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 総合事業訪問介護事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、総合事業訪問介護事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書

を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、総合事業訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 総合事業訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち総合事業訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を受けた総合事業訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 総合事業訪問介護事業者は、正当な理由なく総合事業訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 総合事業訪問介護事業者は、当該総合事業訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な総合事業訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の総合事業訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、省令第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当（以下「事業対象者資格」という。）の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確認するものとする。

2 総合事業訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、総合事業訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業の提供の開始に際し、要支援認定又は事業対象者資格の有無の判断を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請又は事業対象者資格の有無の判断（以下「認定申請等」という。）が既に行われているかどうかを確認し、認定申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該認定申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第13条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）又は介護予防支援計画書（第1号介護予防支援事業により居宅要支援被保険者ごとに作成される計画をいう。）（以下「介護予防サービス・支援計画」という。）の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた第1号事業の担当者を召集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第14条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第15条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること

等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 総合事業訪問介護事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った総合事業訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第17条 総合事業訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 総合事業訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第19条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供したときは、当該総合事業訪問介護の提供日及び内容、当該総合事業訪問介護について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 総合事業訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する総合事業訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額から当該総合事業訪問介護事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 総合事業訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける額と、総合事業訪問介護に係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 総合事業訪問介護事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通

常の事業の実施地域以外の地域の居宅において総合事業訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 総合事業訪問介護事業者は、前項の費用の額に係る総合事業訪問介護の提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該総合事業訪問介護の内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 総合事業訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない総合事業訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した総合事業訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 総合事業訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する総合事業訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 総合事業訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに総合事業訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められたとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 訪問介護員等は、現に総合事業訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第25条 総合事業訪問介護事業所の管理者は、当該総合事業訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業所の管理者は、当該総合事業訪問介護事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 総合事業訪問介護の利用申込みに係る調整をすること。

- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、総合事業訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 総合事業訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 総合事業訪問介護事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 総合事業訪問介護事業者は、利用者に対し適切な総合事業訪問介護を提供できるよう、総合事業訪問介護事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所ごとに、当該総合事業訪問介護事業所の訪問介護員等によって総合事業訪問介護を提供しなければならない。
- 3 総合事業訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 総合事業訪問介護事業者は、適切な総合事業訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条 総合事業訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する総合事業訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 総合事業訪問介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 総合事業訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 総合事業訪問介護事業者は、当該総合事業訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該総合事業訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該総合事業訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該総合事業訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第31条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所の見やすい場所に、第26条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該総合事業訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 総合事業訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 総合事業訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、当該総合事業訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 総合事業訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 総合事業訪問介護事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の担当職員等（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員及び同条第2項の介護支援専門員をいう。）又は居宅要支援被保険者等（省令第140条の62の4第1号又は第2号に該当する者をいう。）に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第35条 総合事業訪問介護事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の総合事業訪問介護事業者による総合事業訪問介護を利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第36条 総合事業訪問介護事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 総合事業訪問介護事業者は、提供した総合事業訪問介護に関し、法第115条の45の7の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 総合事業訪問介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 総合事業訪問介護事業者は、提供した総合事業訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 総合事業訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第37条 総合事業訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した総合事業訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して総合事業訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても総合事業訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 総合事業訪問介護事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者に係る市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 総合事業訪問介護事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条 総合事業訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該総合事業訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該総合事業訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該総合事業訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護事業所ごとに、経理を区分するとともに、総合事業訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第41条 総合事業訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 総合事業訪問介護事業者は、利用者に対する総合事業訪問介護の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第44条第2号の個別サービス計画

(2) 第19条第2項の提供した具体的な総合事業訪問介護の内容等の記録

(3) 第44条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第23条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第36条第2項の苦情の内容等の記録

(6) 第38条第2項の事故の状況及び講じた措置の記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第42条 総合事業訪問介護事業者は、当該総合事業訪問介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に総合事業訪問介護を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 総合事業訪問介護事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該総合事業訪問介護を受けていた者であって、当該総合事業訪問介護事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該総合事業訪問介護に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な総合事業訪問介護等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の総合事業訪問介護事業者、その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(総合事業訪問介護の基本取扱方針)

第43条 総合事業訪問介護は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 総合事業訪問介護事業者は、自らその提供する総合事業訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して総合事業訪問介護の提供に当たらなければならない。
- 4 総合事業訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による総合事業訪問介護の提供に努めなければならない。
- 5 総合事業訪問介護事業者は、総合事業訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するような適切な働きかけに努めなければならない。

(総合事業訪問介護の具体的取扱方針)

第44条 訪問介護員等の行う総合事業訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービ

ス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

- (2) サービス提供責任者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、総合事業訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的な総合事業訪問介護の内容、総合事業訪問介護の提供を行う期間等について定めた個別サービス計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成する。
- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って個別サービス計画を作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した場合は、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、総合事業訪問介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (8) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づく総合事業訪問介護の提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する総合事業訪問介護の提供状況等について、当該介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載した総合事業訪問介護の提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該総合事業訪問介護

の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。

(13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

(総合事業訪問介護の提供に当たっての留意点)

第45条 総合事業訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防支援におけるアセスメント（担当職員が介護予防サービス・支援計画の作成に当たり適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、運動、移動、家庭生活を含む日常生活及び社会参加並びに対人関係、コミュニケーション及び健康管理の領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。）において把握された課題、総合事業訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な総合事業訪問介護の提供に努めること。

(2) 自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、総合事業訪問介護の基準に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日要綱第80号の2）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の周南市総合事業訪問介護の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第31条第3項の規定は、適用しない。